

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要 (12月27日)

1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算案額：388億円
18年度予算案額：93億円

救済新法の制定

- 「**石綿による健康被害の救済に関する法律案**」(仮称)を18年通常国会冒頭に提出

労災制度の周知徹底等

- 労災認定基準の改正
- 労災制度の周知徹底

研究の推進等

- 中皮腫抗がん剤「ペトレキセド」の早期承認等

2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算案額：1,417億円
18年度予算案額：29億円

既存施設での除去等

- 地方自治体の取組への支援
(**地方財政法改正**※)
- 国の建築物等について除去等実施
- 民間建築物における取組への支援
(助成措置の新設+中小企業等を対象とした低利融資制度の創設)
- 吹付けアスベスト等の使用規制
(**建築基準法改正**※)

解体時等の飛散・ばく露防止

- 飛散防止のための規制の拡充
(**大気汚染防止法改正**※)
- 石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト廃棄物の無害化処理推進
(**廃棄物処理法改正**※+税制上の措置の新設)
- 廃アスベスト適正処理の規制強化

アスベスト早期全面禁止

- 代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

3 国民の有する不安への対応

18年度予算案額：4億円

実態把握・国民への情報提供

- 解体現場周辺の大気中濃度測定
- 室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
- 健康被害者の実態調査

健康相談等の対応

- 国民の健康相談への対応
- 健康管理手帳の交付要件等の見直し
- アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
- 一般住民の健康管理の促進

(注1) ※は一括法(「**石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案**」(仮称))として18年通常国会冒頭に提出。

(注2) 18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

(注3) 18年度予算案額においては、施設整備等経費の交付金等(約1.4兆円)の内数となっているものについては含まれていない。

石綿による健康被害の救済に関する法律案の概要

I. 制度の目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

II. 制度の概要

1. 救済給付の支給制度

(1) 指定疾病

- ・ 中皮腫
- ・ 気管支又は肺の悪性新生物
- ・ 石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの

(2) 救済給付の支給

① 救済給付の種類等

救済給付は、以下に掲げるとおりとし、(独)環境再生保全機構(機構)が、石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し支給。

被認定者に係る給付	{ 医療費(自己負担分) 療養手当(約10万円/月) 葬祭料(約20万円)
遺族に係る給付	{ 特別遺族弔慰金(約280万円) 特別葬祭料(約20万円)
その他	救済給付調整金

注・・・金額については、政令で定めることとされている。

②認定

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定（認定の効力は申請時に遡って発生）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が実施。

※ 認定のための基準については、現在検討会において検討中（年度内に結果を取りまとめ予定）。

- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知。

③その他

- ・認定及び救済給付の支給に係る申請の受付については、保健所等を活用予定。
- ・救済給付の支給を受けられることができる者に対し、同一事由について損害のてん補がされた等の場合、機構は、その価額の限度で救済給付を支給しない。

(3) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。

※ 事業主の要件、特別拠出金の額の算定方法については、有識者等からなる検討会を経て、平成18年度の前半のできるだけ早期に決定予定。

2. 特別遺族給付金の支給制度

(1) 対象者

石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等（死亡労働者等）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

(2) 種類等

①特別遺族年金

- ・ 受給者：死亡労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと等の要件を満たすもの
- ・ 額：原則240万円／年

②特別遺族一時金

- ・ 受給者：特別遺族年金を受けることができる遺族がいないときに、配偶者等の遺族
- ・ 額：1200万円

注・・・金額については、政令で定めることとされている。

(3) 費用

- ・ 労働保険料として労災保険適用事業主から徴収。

3. 施行期日

施行期日は、平成18年3月31日までの間において政令で定める日。ただし、石綿健康被害救済基金の設置等は公布の日から、費用の徴収については平成19年4月1日から施行。

4. 見直し

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。